

身体障がい者等用駐車施設利用証制度

~県民の皆様のご理解とご協力をお願いします~

この制度は、公共施設やスーパーなどに設置されている障がい者等のための駐車スペースを適正にご利用いただくため、対象となる方々(裏面参照)に利用証を交付することで、必要とする方々のための駐車スペースを確保するものです。

制度にご協力いただいている施設には、左下の案内表示があります。



「利用証」の対象者

- ① 身体障がい者のうち歩行困難な方(障がいの区分、等級により対象者を設定)
- ② 高齢により歩行が困難な方(介護保険の「要介護度1」以上の方)
- ③ 知的障がい者のうち歩行困難な方(療育手帳の障がい程度「A」の方)
- ④ 難病により歩行困難な方(特定医療費(指定難病)受給者、特定疾患医療受給者)
- ⑤ 妊産婦(妊娠7か月から産後1年まで) ※産後については、乳児を同伴している場合に限り使用ができます。
- ⑥ けがや病気により歩行困難な方(1年未満で車いす、杖等の使用期間)

「利用証」の交付窓口

※郵送による申請も可能です。 ※交付手数料は無料です。

- 県庁 地域福祉推進課 ☎ 023-630-2268 〒990-8570 山形市松波 2-8-1
- 村山保健所 地域健康福祉課 ☎ 023-627-1143 〒990-0031 山形市十日町 1-6-6

※山形市鉄砲町の村山総合支庁(本庁舎)では交付しておりません

- 最上総合支庁 地域健康福祉課 ☎ 0233-29-1277 〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034
- 置賜総合支庁 地域保健福祉課 ☎ 0238-26-6031 〒992-0012 米沢市金池 7-1-50
- 庄内総合支庁 地域保健福祉課 ☎ 0235-66-2174 〒997-1392 東田川郡三川町横山字袖東 19-1

申請に必要な書類は?

	必要書類
身体障がい者	• 交付申請書
	• 身体障害者手帳の写し
	(氏名、現住所、障害名及び等級が記載された箇所)
知的障がい者	• 交付申請書
	・療育手帳の写し(氏名、現住所、障害の程度が記載された箇所)
高齢者	• 交付申請書
	• 介護保険被保険者証の写し(氏名、現住所、要介護状態区分
	が記載された箇所)
難病者	• 交付申請書
	•特定医療費(指定難病)受給者証の写し又は
	特定疾患医療受給者証の写し(氏名、現住所、受給者番号、
	疾病名が記載された箇所)
妊産婦	• 交付申請書
	・母子手帳の写し(表紙、P4の分娩予定日が記載された箇所)
けが又は病気の方	• 交付申請書
	・診断書の写し(任意様式)
	• 身分証明書(運転免許証等)の写し

※ 来庁による代理申請の場合は、代理の方の身分証明書(運転免許証等)が必要です。



この制度が適切に運用されるためには、 県民の皆さんのゆずりあいと思いやりの気持ちが大切になります。 障がいをお持ちの方なども安心して 快適に暮らしていける社会の実現を目指しましょう。



〒990-8570 山形市松波 2-8-1

問い合わせ先 山形県健康福祉部地域福祉推進課 地域福祉・人権擁護担当

☎ 023-630-2268 FAX 023-632-8176